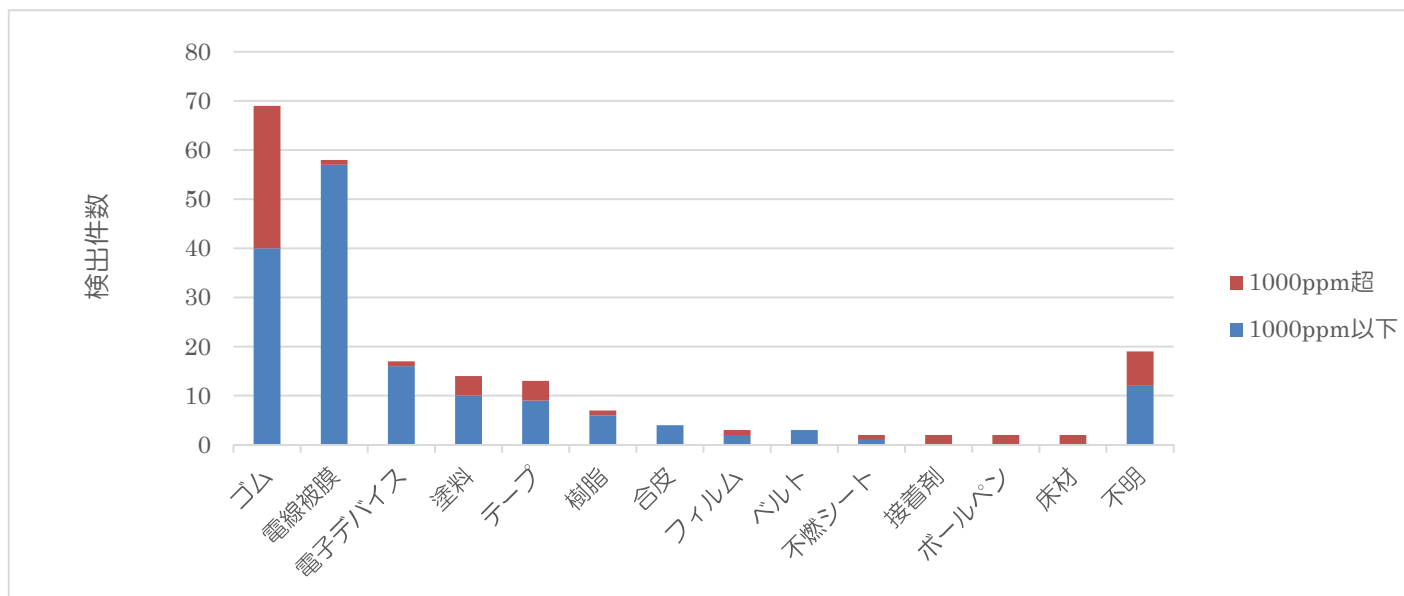


## 製品中のフタル酸エステル類の検出事例のご紹介

フタル酸エステル類は可塑剤として様々なものに使用されていますが、「欧州議会及び理事会指令 2005/84/EC」や「食品衛生法」などに加え、「RoHS 指令」でフタル酸エステル類の使用を制限することが決定され、2019年7月22日より含有制限が適用されています。下記グラフではフタル酸エステル類がどんな製品で検出\*されたかまとめました。



2017年6月～2020年5月分析分 3,727 検体を当社にて分析した結果より作成

上記結果より、ゴム、電線被膜、電子デバイス、塗膜、テープでよく検出されています。ゴム製品ではOリング、デスクマット、ゴムローラー、パッキン、グリップカバー等で検出されています。これらの製品にはフタル酸エステル類が含有している可能性がありますので、分析による確認をお勧めいたします。

詳しくは、当社 研究開発部 五月女（内線377）、佐藤（旭）（内線428）まで、お気軽にお問合せください。

※フタル酸-2-ジエチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル、フタル酸ジ-n-オクチル、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニルのいずれかが50mg/kg以上検出されたもの

